

**【議案第19号】 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例**

- 飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定委員会の設置
  - ・新地方卸売市場の建設設計者に関して調査審議させるもの
  - ・委員報酬 日額15,000円
- 飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会の廃止
- 平成30年4月1日から施行

**【議案第20号】 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例**

- 飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会の設置
  - ・新体育館等の建設設計者に関して調査審議させるもの
  - ・委員報酬 日額15,000円
- 飯塚市体育館等施設整備検討委員会の廃止
- 平成30年4月1日から施行

**【議案第21号】 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例**

- 「飯塚市食育推進協議会」を、健康づくりや食育推進のための計画の策定に関して調査審議させるための附属機関とするため、名称等を変更するもの  
飯塚市食育推進協議会→飯塚市健康づくり・食育推進協議会
- 平成30年4月1日から施行

**【議案第22号】 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例**

- 組織の再編に伴い、整備するもの
  - ・市長の事務部局 755人→784人 +29人
  - ・教育委員会の事務部局及び教育機関 119人→90人 △29人
  - 定数合計 952人（増減なし）
- 定数外の職員の規定を追加するもの
- 平成30年4月1日から施行

**【議案第23号】 飯塚市税条例の一部を改正する条例**

- 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第81号）の施行に伴い、関係規定を整備するもの
- 公布の日から施行

**【議案第24号】 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、国民健康保険税の税率を改定するもの
- （主な改正内容）
  - ・国民健康保険事業費納付金制度の新設による規定の改正
  - ・医療分 所得割額 8.8% → 6.8%
  - 資産割額 6.0% → 0%
  - 均等割額 23,200円 → 21,000円
  - 平等割額 28,500円 → 23,000円

- ・後期高齢者支援金分
 

所得割額	3.1%	→	2.8%
資産割額	4.0%	→	0%
均等割額	7,800円	→	8,100円
平等割額	9,800円	→	8,800円
- ・介護分
 

所得割額	3.4%	→	2.6%
均等割額	16,200円	→	9,100円
平等割額	0円	→	6,700円

○平成30年4月1日から施行

**【議案第25号】 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例**

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、福岡県国民健康保険運営方針に基づき、葬祭費の支給額を改定するもの

○（主な改正内容）

①飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例関係

廃止される科目の「老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金」を削除し、新設される科目の「国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金」を追加

②飯塚市国民健康保険条例関係

・葬祭費支給額の改定 「4万円」→「3万円」

③飯塚市後期高齢者医療に関する条例関係

住所地特例の見直しにより、保険料を徴収すべき被保険者の規定を追加

○平成30年4月1日から施行

**【議案第26号】 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例**

○文化行政に係る規定のうち、教育委員会に権限があるものについて、「市長」を「教育委員会」に改めるため、関係規定を整備するもの

・飯塚市文化振興基本条例

・飯塚市文化会館条例

・旧伊藤伝右衛門邸条例

○平成30年4月1日から施行

**【議案第27号】 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例**

○街なか子育てひろばを平成30年4月1日より日曜日及び祝日に開所するため、改正するもの

○平成30年4月1日から施行

**【議案第28号】 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例**

○部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及びその他の差別の解消を目的とした法令が施行されるなか、本市においても法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進するため条例の一部を改正するもの

○（主な改正内容）

・題名の変更「飯塚市人権擁護に関する条例」→「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」

・相談体制の整備

・実態調査の実施

○平成30年4月1日から施行

**【議案第29号】 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例**

- 第7期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に伴い、平成30年度から3年間の第1号被保険者の介護保険料を定めるもの
  - ・基準額 年額76,560円→年額79,200円
  - ・介護保険料の段階 15段階→17段階
- 平成30年4月1日から施行

**【議案第30号】 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例**

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号）及び関係政省令が改正され、平成30年4月1日より、指定居宅介護支援事業者の指定等にかかる権限が都道府県から市町村に移行することになったことに伴い、関係規定を整備するもの
- （主な内容）
  - ・人員基準、運営基準
  - ・飯塚市手数料条例の改正（申請に係る審査手数料新規22,000円、更新15,000円）
- 平成30年4月1日から施行

**【議案第31号】 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例**

- 筑穂支所庁舎5階の一部（面積 211.41 m<sup>2</sup>）を飯塚市筑穂ふれあい交流センターのホールとして追加し、住民のふれあいと交流の場として利活用するため、関係規定を整備するもの
- 平成30年4月1日から施行

**【議案第32号】 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例**

- 都市公園法施行令の改正に伴い、条例委任事項を制定するもの
  - ・都市公園における運動施設の面積の割合を100分の50以下とする
- 公布の日から施行

**【議案第33号】 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例**

- 一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額の改正に併せた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分の改正に伴い、補償基礎額の加算額を改定するもの
- （主な改正内容）

（単位 円）

	改定前の加算額		改定後の加算額
	配偶者の有無		
	有	無	
配偶者	333	—	217
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	267	333	333
その他の扶養親族	217	300	217

- 平成30年4月1日から施行

**【議案第34号】 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結**

○飯塚市と嘉麻市との間で、定住自立圏形成協定を締結することにあたって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例（平成29年飯塚市条例第27号）の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

**【議案第35号】 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結**

○飯塚市と桂川町との間で、定住自立圏形成協定を締結することにあたって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例（平成29年飯塚市条例第27号）の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

**【議案第36号】 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更**

○組合を組織する地方公共団体の数の減少  
・豊前広域環境施設組合が解散されることに伴う数の減少  
○組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組規約の変更  
（関係法令）地方自治法 第290条

**【議案第37号】 市道路線の廃止**

○廃止の理由と内容  
・路線の見直しに伴うもの 1路線 403.3m  
（関係法令）道路法 第10条

**【議案第38号】 市道路線の認定**

○認定の理由と内容  
・開発帰属に伴うもの 3路線 269.0m  
・都市計画道路新設に伴うもの 3路線 300.0m  
（関係法令）道路法 第8条

**【議案第40号】 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること**

○教育委員会委員の任命 1名（平成30年5月16日 任期満了）  
（関係法令）地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第2項

**【議案第41号～第49号】 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること**

○固定資産評価審査委員会委員の選任 9名（平成30年5月16日 任期満了）  
（関係法令）地方税法 第423条第3項

**【議案第50号～第53号】 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること**

○人権擁護委員の推薦 4名（平成30年6月30日 任期満了）  
（関係法令）人権擁護委員法 第6条第3項

**【議案第54号】 監査委員の選任につき議会の同意を求めること**

- 監査委員の選任 1名(平成30年5月16日任期満了)
- (関係法令)地方自治法 第196条第1項

**【報告第1号】 平成29年度 飯塚市土地開発公社予算の補正**

- (関係法令)地方自治法 第243条の3第2項

**【報告第2号】 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)**

専決第1号(平成30年1月28日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 178,200円(修理費用等178,200円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 平成29年11月28日(火)午前9時35分頃
- ・発生場所 飯塚市西徳前地内
- ・事故の状況 可燃ごみ収集の際に塵芥車を方向転換させていたところ、塵芥車後方上部分を駐車場天井(壁面)に接触、損傷させたもの

**【報告第3号】 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)**

専決第2号(平成30年2月8日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 93,069円(修理費用等116,336円の内、市の過失8割)
- ・発生日時 平成29年12月29日(金)午後1時頃
- ・発生場所 飯塚市吉北地内
- ・事故の状況 健康の森公園の駐車場内において、相手方が駐車した位置から後進中、浮いている状態の側溝蓋に気づかず、車両が踏んだ衝撃で跳ね上がった側溝蓋がフロントバンパー等に引っ掛かり、損傷を与えたもの

**【報告第4号】 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)**

専決第3号(平成30年2月8日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 35,176円(修理費用等50,252円の内、市の過失7割)
- ・発生日時 平成29年12月1日(金)午後9時頃
- ・発生場所 飯塚市柏の森地内
- ・事故の状況 相手方がアパートの駐車場に駐車するため、側溝に乗り上げて切り返そうとしたところ、グレーチング蓋が側溝内に落ち込んでいたことにより、側溝に車両左前輪がはまり、車両左側ドアを損傷させたもの